

流域水害対策計画で定める事項

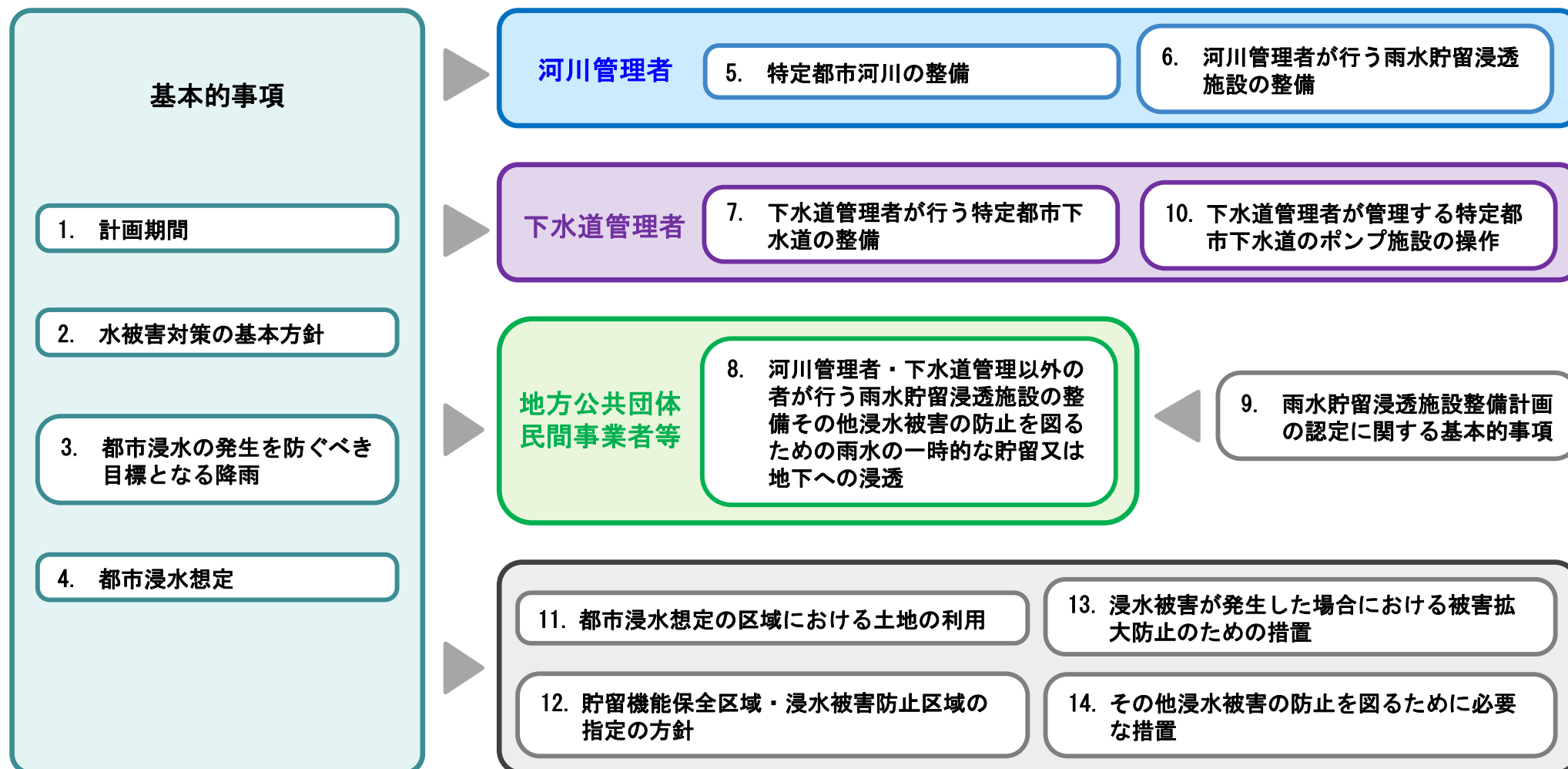
令和7年8月25日

芥川流域水害対策協議会

流域水害対策計画の策定

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者等が協働して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）



流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

➤ ①計画期間

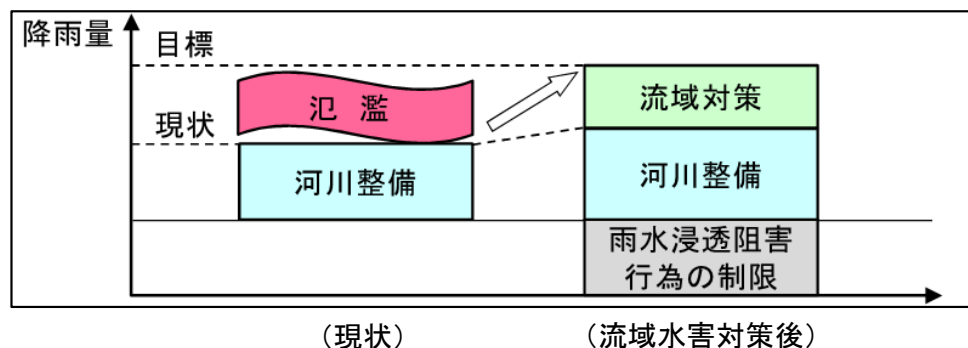
特定都市河川流域において都市浸水による被害の防止又は軽減の効果を発現させるために必要な期間とし、流域水害対策計画の策定時から概ね20～30年間程度を1つの目安とする。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-17)

➤ ②浸水被害対策の基本方針

- ・特定都市河川流域の特徴、治水対策の進捗状況及び課題
- ・目標及びその達成の考え方(浸水被害対策の分担含む)

<イメージ>



- ・「流域治水」の考え方に沿った1)～3)の対策の実施方針

1) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす

… 河道掘削、築堤、ため池、田んぼダム、下水道整備、雨水貯留浸透施設の整備 等

2) 被害対象を減らす

… 貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定検討 等

3) 被害を軽減する

… 各種タイムラインの普及促進、水防訓練の充実、防災教育の推進 等

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-17～19)

流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

➤ ③計画対象降雨(都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨)

- ・流域水害対策計画に定める浸水被害対策の検討の前提となる降雨。
- ・10年以上の再現期間を有する降雨(年超過確率1/10の降雨より規模の大きな降雨)とする。
- ・河川整備計画等と同様、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況等を総合的に勘案して定める。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-20～23)

➤ ④都市浸水想定(計画対象降雨が生じた場合の洪水・雨水出水による浸水想定区域・水深)

- ・計画対象降雨が生じた場合に洪水又は雨水出水による浸水(都市浸水)が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深である。
- ・特定都市河川の区間の洪水による浸水及び特定都市下水道の排水区域の雨水出水による浸水が網羅されるよう作成。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-24, 25)

➤ ⑤特定都市河川の整備

- ・河川管理者が洪水を安全に流下させるために行う河川整備について定める。
- ・当該河川に係る河川整備基本方針・河川整備計画に定める内容と整合するよう定める。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-25, 27)

➤ ⑥当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

- ・特定都市河川の河川管理者は、必要に応じて、計画対象降雨が生じた場合の洪水による浸水被害の防止のため、特定都市河川流域内の河川に隣接して又は河川から離れた場所で雨水貯留浸透施設を整備(設置及び管理)することができる。
- ・位置付ける場合、小流域ごとの必要容量(貯留量等の対策量)及び既に判っている範囲で主要施設の位置等の諸元を定めるものである

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関する ガイドライン令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-27～29)

流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

➤ ⑦下水道管理者が行う特定都市下水道の整備(汚水のみを排除するためのものを除く)

- ・雨水出水による浸水被害防止のための排水区ごとの河川への放流量及び雨水貯留浸透量について定める。
- ・将来、特定都市下水道の排水区となる見込みの区域における下水道の整備については、特定都市下水道の整備に関する事項として流域水害対策計画に位置づけることが基本である。

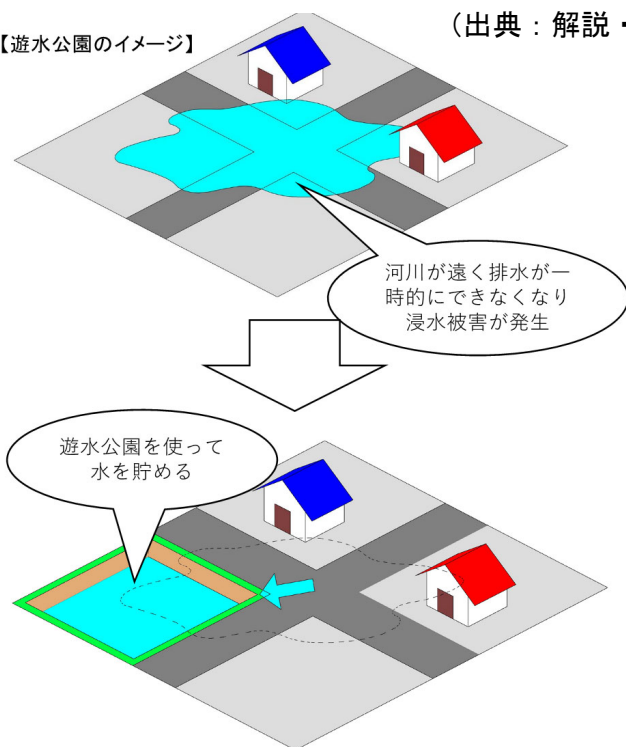
(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-29, 30)

➤ ⑧河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

- ・雨水貯留浸透施設の整備をはじめ、特定都市河川流域において現況よりも雨水流出を減少させる効果のある流出抑制対策のうち、地方公共団体や民間事業者等が行う取組の目標量等(貯留量等)について定める。
- ・取組の実施主体の負担軽減に資する国の支援としては、民間事業者等が行う雨水貯留浸透施設の整備について、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が創設されており、計画の認定を受けた民間事業者等に対する施設整備費用に係る法定補助及び地方公共団体による管理協定制度等の措置を受けることができる。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-31～36)

【遊水公園のイメージ】



【ため池の活用】



【雨水貯留タンクの設置】



(出典：六角川流域水害対策計画骨子(案) 令和6年2月(資料4))

流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

➤ ⑨雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

- 自主的な取組を積極的に誘導・支援することを目的として、民間事業者等による付加的な雨水貯留浸透施設の整備(法第30条の雨水浸透阻害行為の対策工事を除く。)に対し、当該施設に係る設置費用の補助、固定資産税の減税、地方公共団体が必要と認める場合の管理等を可能とする。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-37)

➤ ⑩下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作

- 特定都市河川の河川管理者と特定都市下水道の下水道管理者が十分な調整を図った上で、特定都市下水道のポンプの運転調整ルールを定める。
- 運転調整ルールの必要性を理解することが重要であり、このことから法では、流域水害対策計画の計画事項の1つとして関係住民等の意見を聴いて定めることとしている。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-38)

➤ ⑪都市浸水想定区域における土地の利用

- 都市浸水想定や確率規模ごとの浸水範囲などのハザード情報等を踏まえ、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策を定める必要がある。
- 土地の利用に関する事項の検討に当たっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月 国土交通省都市局 水管理・国土保全局 住宅局)」を参考に検討される防災まちづくりの方向性等に留意する必要がある。その上で、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項では、図 4-4 を参考に、都市浸水想定ブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定めるものである。

	地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
(1)	D・E地区	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる
(2)	A・G地区	想定浸水深が大きい人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定することにより、住民等の生命・身体を保護する。
(3)	F地区	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する。
(4)	B・C地区	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する。

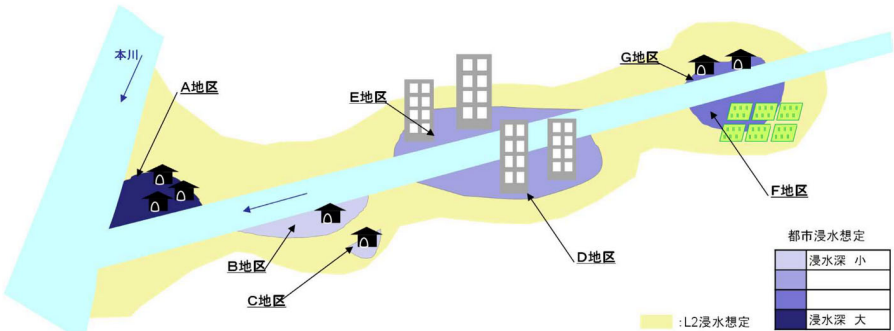


図 4-4 土地利用の方向性に応じた浸水被害対策の検討の進め方

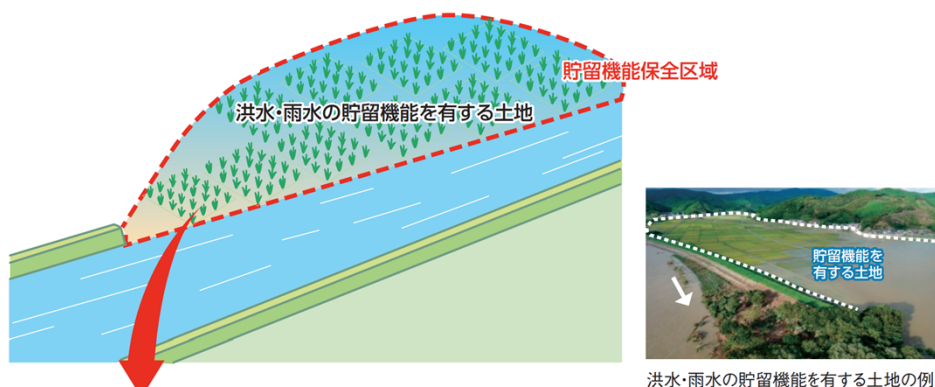
(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-39)

流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

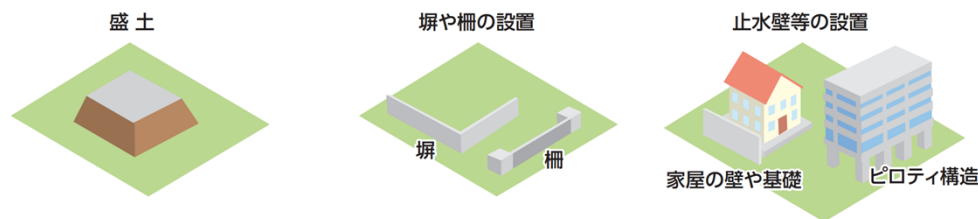
➤ ⑫貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

- ・**貯留機能保全区域**は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって保全するために指定を行うもの。
土地の所有者の同意を得た上で都道府県知事等が指定でき、**機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け**。
固定資産税・都市計画税の課税標準に係る減免制度により、土地の所有者の負担を軽減することが出来る。
- ・**浸水被害防止区域**は、都市浸水が生じた際に住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある土地において、開発・建築を制限し、事前許可制とすることで区域内の住民等の生命・身体を保護するために指定を行うもの。

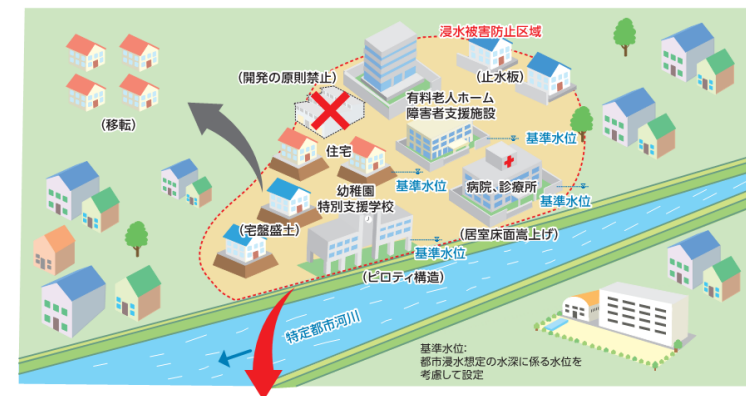
＜貯留機能保全区域のイメージ＞



貯留機能保全区域内で届出が必要な対象行為の例



＜浸水被害防止区域のイメージ＞



浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

嵩上げ等の支援制度

- 災害危険区域等建築物防災改修等事業
・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援
- 流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業
・区域内の宅地の嵩上げ等に係る支援

移転の支援制度

- 防災集団移転促進事業
・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援
- がけ地近接等危険住宅移転事業
・区域内からの住宅の移転に係る支援
- 都市構造再編集中支援事業
・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化
- 流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業
・区域内からの家屋の移転に係る支援

(出典：国土交通省 水管理国土保全局 特定都市河川の指定制度 特定都市河川パンフレット

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/pdf/13.pdf>

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-42, 43)

流域水害対策計画に定める事項(特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項)

➤ ⑬浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

- ・浸水被害が発生した場合にその拡大を防止するための措置として、想定最大規模降雨による浸水想定区域に基づくハザードマップの作成及び活用、防災教育・広報等のソフト対策について定める。
- ・基本的に、水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の取組内容や立地適正化計画の防災指針に位置付けられる取組等、関連する既定の計画等に位置付けている事項と整合するよう定めるものである。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-44)

➤ ⑭その他浸水被害の防止を図るために必要な措置

- ・流域水害対策協議会の計画管理に関する事項、住民への周知活動、農業水利施設のポンプ等、下水道管理者以外の者が管理するポンプ施設の操作に関する事項や準用河川の整備に関する事項等について定める。
- ・氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合には、当該区域における雨水浸透阻害行為について、特定都市河川浸水被害対策法改正による改正後の同法第30条の許可の対象外である旨を定めるものである。

(出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和7年3月 (Ver. 1.1) P4-44, 45)